

(I1-3) 土木振興基金規程

昭和57年11月26日 制 定
平成22年1月22日 一部改正
平成23年11月18日 〃

(総則)

第1条 名称は「土木振興基金」（以下「基金」という。）と称し、公益社団法人土木学会事務局内に置く。

(目的)

第2条 この基金は、土木学会賞の充実、学術の奨励等有意義な事業を行い、もって土木振興の実を上げることが目的とする。

(基金の原資)

第3条 この基金は、本会会員および関係者の寄附をもって充当する。

2 この基金に組み入れる寄附金の額は、原則として30万円以上とする。ただし、この場合寄附者の意志を尊重したうえで組み入れるものとする。

(使途)

第4条 この基金は、その果実をもって、定款第4条第6号に規定する事業のうち、土木学会表彰規程に定める土木学会賞および学術奨励等の経費に充てる。

(運用)

第5条 この基金の運用について必要に応じ規則を定めることができる。

(管理)

第6条 この基金は、特別会計とし、銀行等に預金する。

2 この基金の管理は、会長が行う。

(取崩)

第7条 この基金の元本は原則として取り崩さない。

(処分)

第8条 事業の実施上やむを得ない事由により、この基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（昭和57年11月26日 理事会議決） この規程は、昭和57年11月26日から施行する。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この変更規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。